

### 3. 政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動）

地方自治法において、政務活動費は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費」と規定されているのみである。そこで本市における議員の諸活動を以下のように分類・例示し、政務活動費の支出の適正性や妥当性の基準となる政務活動となるものの領域と政務活動とはならないものの領域との区分を明確にした。具体には、条例第5条において政務活動を定義する規定を設け、同第5条の2において政務活動費を充てることができる経費の範囲を規定した。

#### 政務活動となるもの

##### （1）議会審議に係る案件及び市政の課題に関する調査研究及び情報収集のための活動（条例第5条第1項第1号）

- ①市長が提案する議案等のそれぞれの事件や事案に関する調査や研究
- ②常任委員会や特別委員会の付託案件に関する調査や研究
- ③常任委員会の所管事務の聴取や調査にかかわる調査や研究
- ④市民等からの請願に関する調査や研究
- ⑤一般行政事務に関する調査や研究
- ⑥上記①から⑤に伴う現地調査や実態調査
- ⑦市政に関する資料の収集やその整理と分析
- ⑧他市事例等の調査や本市における実態調査、市民の意向調査や（具体的なあるいは個別的な施策に関する）意見の聴取、意見交換、及びそれらを踏まえた内容の比較と検討
- ⑨先進都市等の取り組みに関する行政視察とその研究検討
- ⑩議案等団体意思の決定にかかわる施策を提案するための調査、その企画や立案
- ⑪意見書等機関意思の決定にかかわる施策を提案するための調査、その企画や立案

##### （2）市民、各種団体関係者等（以下「市民等」という。）からの要望及び意見の聴取並びに情報収集並びに市民等との意見交換のための活動（条例第5条第1項第2号）

市民等の市政に関する相談や要望・陳情等への対応、あるいは（一般的な施策に関する）市民や各種団体関係者等の意見聴取や意見交換

##### （3）議会活動等に関し市民に対して行う広報活動（条例第5条第1項第3号）議会活動報告集会等の開催や議会活動広報紙の発行と配布

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める活動（条例第5条第1項第4号）

研究会や研修会などの開催、あるいは他の団体等が開催する研究会や研修会などへの参加等、上記の各号には入らない活動で議長が政務のため必要と認める活動

**政務活動とはならないもの**

(1) 議会活動

議会の本会議や委員会などにおける議員や会派の活動などは、法律等に基づくもので狭義の議員活動であり、これらの前後に行われることが多い政務活動とは区別され、政務活動とはならないものである。ただし、この狭義の議員活動は、あくまで法律等で規定されているもので、以下のようなものがそれに当たる。

- ①本会議における議案等の審議及び代表質問や一般質問など
- ②法定の委員会における付託案件等の審査及び所管事務の聴取・調査など
- ③法定の委員会の現地視察や行政視察など
- ④全員協議会や代表者会議や議会だより編集委員会などへの出席など

(2) 議員としての一般的活動

- ①市等の主催する行事への出席
- ②市等の要請に基づく説明会や懇談会等への出席
- ③監査委員、農業委員会委員、一部事務組合議会の議員、市等の附属機関等の委員などとして必要な会議への出席
- ④会派内の打ち合わせなど会派の運営等に関する会議への出席

(3) 政治活動や個人的な活動

- ①所属する政党や政治団体に関する活動  
政党や政治団体の組織の維持や運営又は選挙や政治課題等への取り組みに関する諸活動
- ②議員個人の後援会や選挙に関する活動  
後援会の広報紙の発行と配布、後援会主催の議会報告会・その他の行事等への参加など
- ③議員個人の交際に関する活動  
慶弔・見舞い等への出金、冠婚葬祭への出席、各種団体の年会費・賛助金等の負担、祝賀会等への出席、檀家総代会等宗教活動への参加など
- ④家庭生活や趣味等の個人に関する活動  
家庭人としての日常生活や趣味等の個人に関する諸活動